

令和元年度第17回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年12月9日

担当部・課：教育委員会体育振興課〔25-6471〕

① 件 名																						
石巻市総合運動公園の冬季における供用時間延長の試行実施について																						
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																						
<p>【背景】</p> <p>石巻市総合運動公園（セイホクパーク石巻）内の石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド、テニスコートの冬季（12月～3月）における供用時間については、午前7時から午後6時までとなっているが、夏季（4月～11月）と同様に午後9時までの延長を求める声が寄せられていたことから、夜間利用を行っている団体にアンケート調査を実施したところ、時間延長を希望する回答が多かった。</p> <p>また、周辺町内会を対象に本件に係る説明会を開催したところ、反対意見は無かった。</p> <p>【目的】</p> <p>冬季の夜間におけるスポーツ環境を整備することにより、スポーツ活動機会の充実と競技力向上を図るもの。</p>																						
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																						
<p>【根拠法令】</p> <p>都市公園法（昭和31年法律第79条） 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号） 石巻市都市公園条例（平成17年石巻市条例第262号） 石巻市都市公園条例施行規則（平成17年石巻市規則第152号）</p>																						
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																						
平成12年	4月	市民球場、フットボール場、ふれあいグラウンド等の供用開始																				
30年	4月	フットボールフィールド、テニスコートの供用開始																				
令和元年	7月	多目的フィールド、更衣室の供用開始																				
	8月	利用団体にアンケート実施（17団体）																				
	11月	周辺町内会を対象とした説明会の開催、利用団体へ周知																				
⑤ 主な内容																						
<p>冬季における石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド及びテニスコートの供用時間を現行の午後6時までから午後9時までに試行的に延長するもの。ただし、日曜日及び休日については、夏季においても夜間利用が少ないことから、時間延長は行わず、現行どおりとするもの。</p> <p>【各施設の供用時間】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>試 行</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド、テニスコート</td> <td>4月 1日～ 11月30日</td> <td></td> <td>午前5時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>12月 1日～ 3月31日</td> <td>午前7時～午後9時 （日曜日及び休日： 午前7時～午後6時）</td> <td>午前7時～午後6時</td> </tr> <tr> <td>石巻フットボール場、ふれあいグラウンド、多目的フィールド</td> <td>4月 1日～ 11月30日</td> <td></td> <td>午前5時～日没</td> </tr> <tr> <td>石巻トレーニングセンター</td> <td>4月 1日～ 3月31日</td> <td></td> <td>午前9時～午後9時 （日曜日及び休日： 午前9時～午後5時）</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		試 行	現 行	石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド、テニスコート	4月 1日～ 11月30日		午前5時～午後9時	12月 1日～ 3月31日	午前7時～午後9時 （日曜日及び休日： 午前7時～午後6時）	午前7時～午後6時	石巻フットボール場、ふれあいグラウンド、多目的フィールド	4月 1日～ 11月30日		午前5時～日没	石巻トレーニングセンター	4月 1日～ 3月31日		午前9時～午後9時 （日曜日及び休日： 午前9時～午後5時）
区 分		試 行	現 行																			
石巻市民球場、フットサルコート、フットボールフィールド、テニスコート	4月 1日～ 11月30日		午前5時～午後9時																			
	12月 1日～ 3月31日	午前7時～午後9時 （日曜日及び休日： 午前7時～午後6時）	午前7時～午後6時																			
石巻フットボール場、ふれあいグラウンド、多目的フィールド	4月 1日～ 11月30日		午前5時～日没																			
石巻トレーニングセンター	4月 1日～ 3月31日		午前9時～午後9時 （日曜日及び休日： 午前9時～午後5時）																			

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>								
<p>【影響・効果】 夏季に夜間の定期利用をしている団体においては、冬季は日中に利用するか、違う会場を探して利用するか、又は休止するかを選択をしているため、冬季の夜間におけるスポーツ環境を提供することにより、一年を通じて定期利用することが可能となる。 なお、正式実施については、今年度の利用実績を踏まえて検討したい。</p> <p>【市財政への負担】 警備委託の仕様変更により現計予算内で対応可能</p>								
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>								
<p>【供用時間】</p> <table border="0"> <tr> <td>宮城県総合運動公園</td> <td>午前9時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>宮城県サッカー場</td> <td>夏季：午前7時～午後6時、冬季：午前8時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>仙台市泉総合運動場</td> <td>午前9時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>仙台市新田東総合運動場</td> <td>午前9時～午後9時</td> </tr> </table>	宮城県総合運動公園	午前9時～午後9時	宮城県サッカー場	夏季：午前7時～午後6時、冬季：午前8時～午後5時	仙台市泉総合運動場	午前9時～午後9時	仙台市新田東総合運動場	午前9時～午後9時
宮城県総合運動公園	午前9時～午後9時							
宮城県サッカー場	夏季：午前7時～午後6時、冬季：午前8時～午後5時							
仙台市泉総合運動場	午前9時～午後9時							
仙台市新田東総合運動場	午前9時～午後9時							
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>								
<table border="0"> <tr> <td>令和元年12月1日</td> <td>供用時間の延長開始（試行実施）</td> </tr> <tr> <td>令和2年3月以降</td> <td>規則改正の検討</td> </tr> </table>	令和元年12月1日	供用時間の延長開始（試行実施）	令和2年3月以降	規則改正の検討				
令和元年12月1日	供用時間の延長開始（試行実施）							
令和2年3月以降	規則改正の検討							
<p>⑨ その他</p>								